

高校生等奨学給付金(私立)

※返済は不要です

令和8年度 通常給付 (県内校)(専攻科以外)

令和8年度から審査で生徒の国籍を確認します

制度の概要

三重県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育費を支援するため、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

給付を受けることができる世帯

- ◎ 令和8年7月1日現在で、次の要件をすべて満たす世帯が対象です。
ただし、生徒等が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支給対象となっている場合は対象となりません。
- ① 生活保護(生業扶助)受給世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、182,500円未満の世帯(世帯年収が約490万円未満の世帯)
- ② 保護者等が三重県内に住所を有している(保護者等のいずれかが海外に在住している場合は除く。三重県外に住所を有している場合は、一度に事務局までご連絡ください)
- ③ 生徒等が高等学校等就学支援金(学び直しへの支援を含む)の受給資格を有している(特別支援学校を除く)

給付額等

◎ 給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照)

世帯種別		給付額
(ア)生業扶助受給世帯 (生活保護世帯) 世帯年収約270万円未満	全日制・定時制・通信制	52,600円
(イ)所得割額が非課税の世帯 ※(ア)を除く 世帯年収約270万円未満	全日制・定時制	152,000円
	通信制	52,100円
(ウ)所得割額が100円以上 105,500円未満の世帯 ※(ア)(イ)を除く 世帯年収約270~380万円未満	全日制・定時制	50,670円
	通信制	17,370円
(エ)所得割額が105,500円 以上182,500円未満の世帯 ※(ア)(イ)(ウ)を除く 世帯年収約380~490万円未満	全日制・定時制	38,000円
	通信制	13,030円

※就学支援金新制度の対象外となる、外国籍の生徒、又は外国人学校の生徒(令和8年度新入生である留学生を除く)は、生活保護受給世帯・住民税が非課税または所得割額が0円の世帯のみ対象となります。

申請方法

要件をすべて満たす世帯は、**各自で申請書類をプリントアウトして記入の上、期限までに各証明書類等とともに事務局に提出してください。**

※印刷サイズ：A4／印刷方法：片面（両面印刷はしないでください）

※ご自宅でプリントアウトできない場合は、**申請書類をお渡ししますので事務局まで取りに来てください。**（受付時間 平日 8:00～17:00）

提出期限

◎令和8年7月31日(金)必着

※県内の学校の場合は各学校の提出期限に従ってください。

※**申請期限を過ぎての申請は、理由を問わず一切受付できなくなるので、余裕をもって申請してください。**

申請書提出先

・県内の学校→各学校の担当者（事務局、担任への提出は不可）

提出書類の不足や不備等がある場合は申請が却下される場合がありますので、提出前に十分に確認をしてください。

奨学給付金の受取りについて

・奨学給付金は、県から直接ご指定の口座に振り込みます。

（ただし学校に受領を委任した場合は、学校へ直接振り込みます）

・通常給付は3月までに振り込む予定です。

・振込日については給付決定通知と一緒にお知らせします。通知が届くまでお待ちください。

※**奨学給付金の振込口座については、控え（コピー）を取るなどして必ず忘れないようにしてください。**

（個人情報となりますので、お問合せには回答できませんのでご了承ください。）

※**給付決定通知が届く前に県や学校へ振込日のお問い合わせをいただいても、お答えできませんのでご了承ください。**

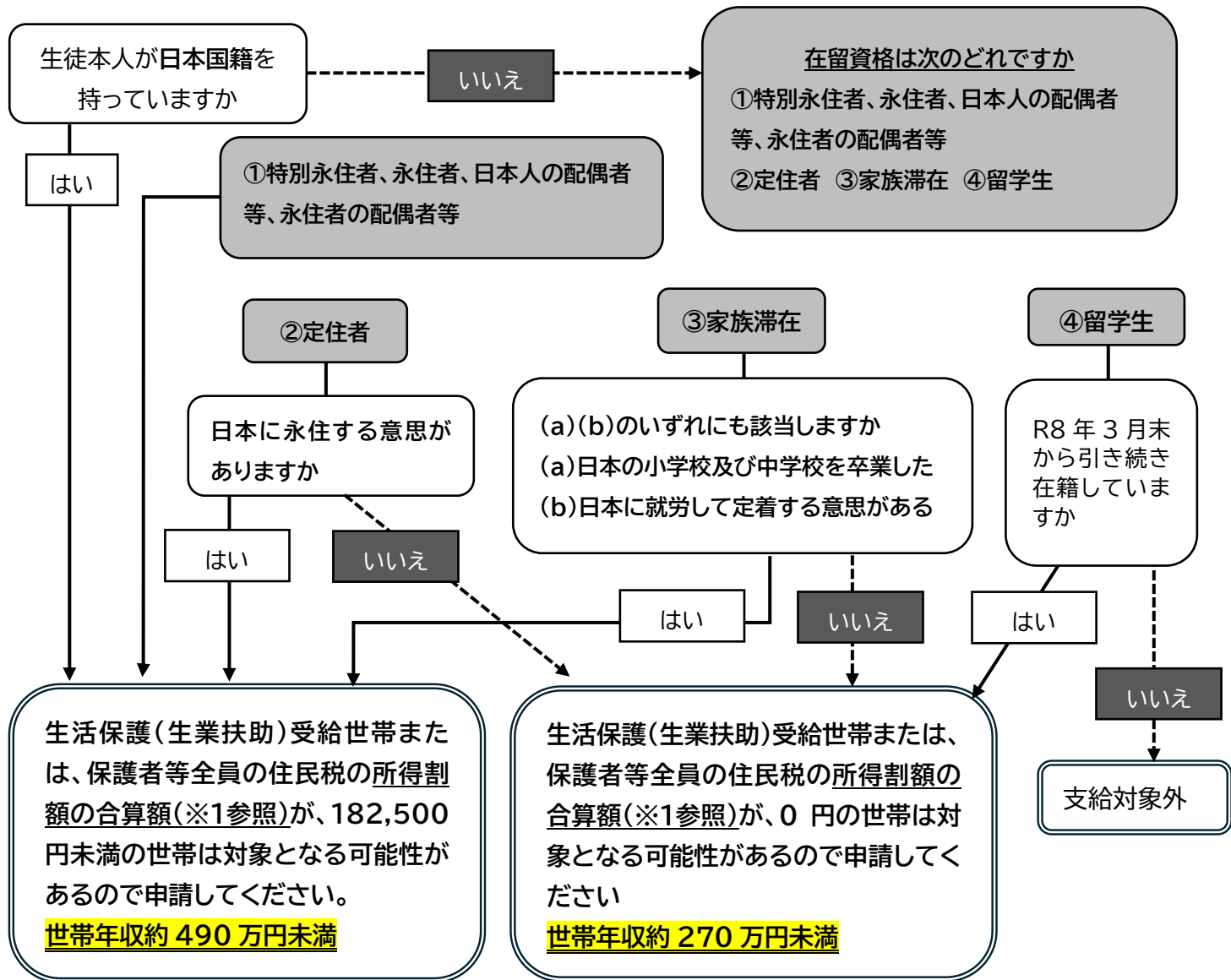
お問い合わせ先

三重県環境生活部私学課 奨学給付金担当

TEL 059-224-2161 受付時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

※県立高等学校等に在籍する生徒の場合は、三重県教育委員会事務局教育財務課奨学給付金担当
電話 059-224-2827 へお問い合わせください。

【奨学給付金フローチャート】



◎申請をする場合は学校の指示に従って、申請書等を取得してください。

※1 【所得割額の確認の仕方】 以下のいずれかの方法で確認してください

(a) 市民税・県民税 税額決定（納税）通知書

毎年 5 月～6 月頃に郵送されます（会社員の場合は勤務先から手渡されます）。

- ・給与天引きの場合：「給与所得等に係る市・県民税 特別徴収税額決定通知書」の【都道府県民税 所得割額】と【市町村民税所得割額】欄を確認
- ・自分で納付・年金天引きの場合：「納税通知書」の「所得割額」を確認

(b) 課税証明書（市役所で取得できる証明書です。有料です。）

- ・「市民税・県民税の所得割額」の欄に記載されている金額を確認

(c) マイナポータルでの確認手順

1. マイナポータルにログイン、マイナンバーカードを読み取ります
2. 「おかね」項目の「税・所得」を選ぶ
3. 今年度の【都道府県民税所得割額】と【市町村民税所得割額】を確認

高校生等奨学給付金（私立） 申請の手引き

令和8年度 通常給付（専攻科以外）・県内校

1 申請者 保護者等

2 課税証明書等が必要な者

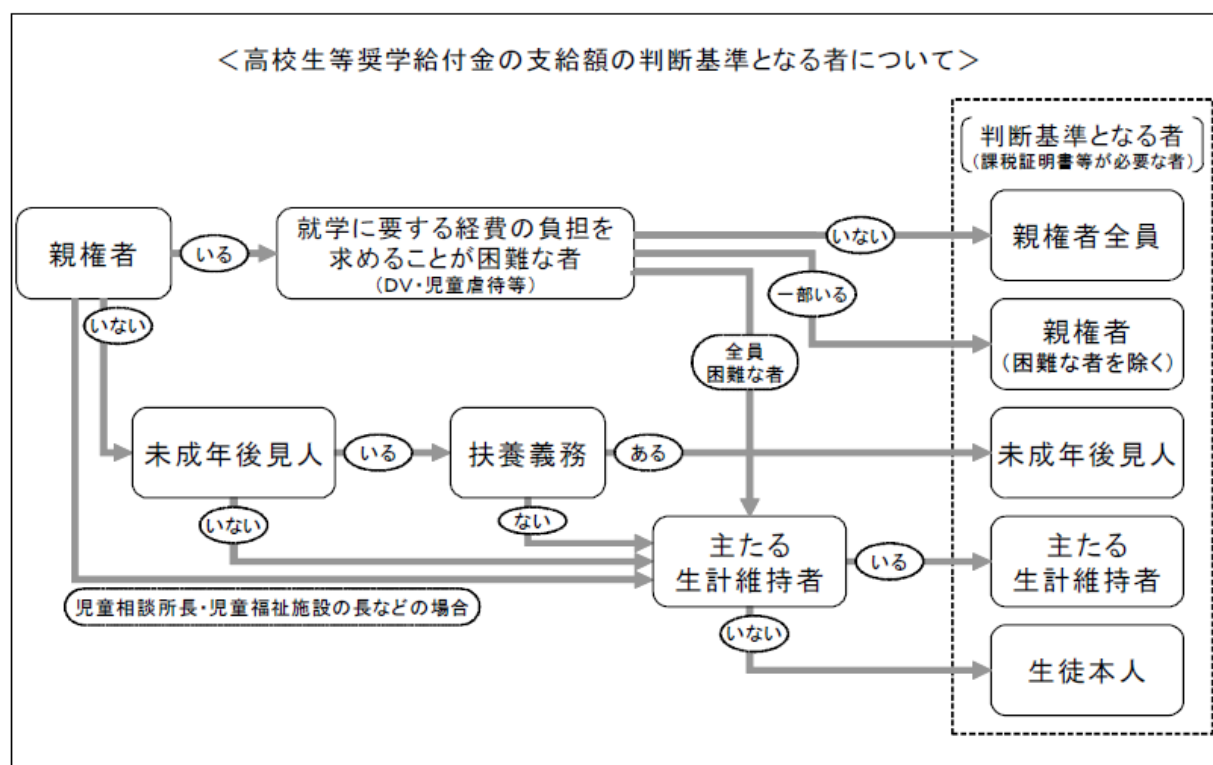
令和8年度から生徒の国籍が
審査に必要となります。

※1 原則保護者等全員

高校生等が在学中に成人を迎えた場合については、家族構成の変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者であった者を「主たる生計維持者」とすることとし、保護者2名の場合は「主たる生計維持者」2名分必要です。

※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。

※3 高校生等が入学前に成人している場合は、健康保険証の被保険者の所得で判断します。



3 基準日

令和8年7月1日

4 申請期限

令和8年7月31日（金）必着

※県内の学校は各学校の締め切日にしたってください。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

5 給付について

審査が終了したものから順次振込ます。（2月頃まで）

※保護者等全員の**道府県民税所得割額**と**市町村民税所得割額**の**合算額**により判定します。

○給付額等

世 帯 種 別		給付額
(ア)生業扶助受給世帯 (生活保護世帯) 世帯年収約 270 万円未満	全日制・定時制・通信制	52,600円
(イ)所得割額が非課税の世帯 ※(ア)を除く 世帯年収約 270 万円未満	全日制・定時制	152,000円
	通信制	52,100円
(ウ)所得割額が100円以上 105,500円未満の世帯 ※(ア)(イ)を除く 世帯年収約 270～380 万円未満	全日制・定時制	50,670円
	通信制	17,370円
(エ)所得割額が105,500円 以上182,500円未満の世帯 ※(ア)(イ)(ウ)を除く 世帯年収約 380～490 万円未満	全日制・定時制	38,000円
	通信制	13,030円

※就学支援金新制度(令和8年度からの制度)の対象外となる外国籍の生徒、又は外国人学校の生徒(令和8年度新入生である留学生を除く)は、生活保護受給世帯・住民税が非課税または所得割額が0円の世帯のみ対象となります。

6 注意点

※申請について電話、手紙等により連絡することがあります。

連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書等の提出が必要です。

7 提出先・問い合わせ先

- ・ **県内**の高等学校等に在学している場合・・・在学する高等学校等（事務局）

8 提出する書類

(1) 高校生等奨学給付金受給申請書（様式 1）

※その 1 及びその 2 は全員提出、その 3 は外国籍の生徒のみ提出すること。

(2) 振込口座届（様式 4）※申請者（保護者）の口座を指定してください。

※口座名義は高校生等奨学給付金の申請者のものとする。やむを得ず申請者以外の口座を指定する場合には、別途委任状（様式 5）を提出すること。

(3) 委任状（様式 5）

※学校長に委任された場合には、副申書に学校が指定する振込口座を記入すること。

※（2）の振込口座届が申請者以外の口座を指定する場合に必要。

(4) 生徒の住民票

（外国籍の場合は「国籍・在留資格・在留期間」が確認できる住民票）

※交付日が基準日（令和 8 年 7 月 1 日）以降のもの

※個人番号の記載がないもの

※生徒の住民票と保護者等の住民票を世帯で取得していただいてかまいません。

(5) 保護者等全員の住所地が確認できる住民票（原則父母・原本）

※交付日が基準日（令和 8 年 7 月 1 日）以降のもの

※個人番号の記載がないもの

※市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全員分を提出してください。

(6) 保護者等全員の令和 8 年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる課税証明書（原則父母・原本）

※世帯で取得した場合は、全員分の課税証明書を提出してください。

※（7）を提出する場合は不要です。

(7) 7 月 1 日時点で、生活保護（生業扶助）が措置されている場合には、その措置状況がわかる証明書

【生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（原本）】

(参考)

様式 2

※従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用を「可」とする。

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

〇〇市福祉事務所長 印

次の世帯が、令和〇〇年 7 月 1 日現在、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生年月日	保護開始日
		(例) 昭和 年 月 日生	平成 年 月 日
		(例) 平成 年 月 日生	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
			平成 年 月 日
証明書の使用目的 (例) 高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			

保護者等 様

今年度から支給要件に
生徒の国籍が加まりました。

鈴鹿高等学校
校長 堀 昌弘
鈴鹿中等教育学校
校長 早川 巖

高校生等奨学給付金の申請について

このことについて、期限までに提出してください。
なお、期日までに提出がない場合には、申請しないものとみなします。

提出期限 令和 8 年 7 月 31 日 (金)

提出書類

- (1) **高校生等奨学給付金受給申請書**（様式1（その1）・（その2））
※様式1（その3）は生徒の国籍が日本国以外の場合に提出してください。
- (2) **振込口座届**（様式4）（原則申請者の口座を指定すること）
※口座名義は高校生等奨学給付金の申請者（保護者）のものとする。
やむを得ず申請者以外の口座を指定する場合には、別途委任状（様式5）を提出すること。
- (3) **委任状**（様式5）（申請者以外の口座に振り込む場合）
※学校長に委任された場合には、副申書に学校が指定する振込口座を記入すること。
※（2）の振込口座届が申請者以外の口座を指定する場合に必要。
- (4) **生徒の住民票**（外国籍の場合は「国籍・在留資格・在留期間」が記載されたもの・原本）
※交付日が基準日（令和8年7月1日）以降のもの
※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

外国籍の場合は、住民票を申請するとき国籍・在留資格・在留期間が記載される項目を選んでください。
不明な場合はこの用紙を市役所等の窓口に提示してください。
- (5) **住民票**（保護者等全員分、原則父母・原本）
※交付日が基準日（令和8年7月1日）以降のもの
※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
※市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全員分を提出してください。
※生徒の住民票と保護者等の住民票は世帯で取得していただいてもかまいません。
- (6) **令和8年度 課税証明書**
（保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる課税証明書・原則父母・原本）
※世帯で取得した場合は、全員分の課税証明書を提出してください。
※生業扶助受給証明書を提出する場合は課税証明書の提出は不要です。
- (7) **生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書**
（生業扶助を受給している世帯・原本）
※令和8年7月1日時点で、生活保護（生業扶助）が措置されている場合には、その措置状況がわかる証明書

※ 提出先

学校法人 鈴鹿享栄学園 鈴鹿高等学校・鈴鹿中等教育学校 事務局（事務担当 大矢）
電話 059-378-0307
受付時間 平日 8:00～17:00

※ 高校生等奨学給付金の制度内容については、次の部署まで問い合わせてください。

三重県 環境生活部 私学課
電話 059-224-2161
受付時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

※ 給付金の支払日については、審査完了後通知します。

通知書が届く前に、支払日について三重県や学校へお問い合わせいただいても回答はできませんのでご了承ください。